



新型コロナウイルスの影響で所得が減った場合に国民年金保険料が臨時特例免除になるとききましたが、その内容を教えてください。



令和2年2月以降に、**新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少し**、国民年金保険料の免除相当まで所得の低下が見込まれる方について、臨時特例措置として、簡易な手続きにより、国民年金保険料を免除する取扱いのことが臨時特例免除です。

免除区分は、

①全額、②4分の3免除、③半額免除、④4分の1免除

の4種類があります。

免除を受けた期間については、年金を受け取るために必要な受給資格期間(120月)の対象期間には算入されますが、追納をしない限り将来受け取る老齢基礎年金が少なくなることになります。



新型コロナウイルスの影響で国民年金保険料が臨時特例免除になった期間は年金を受け取るために必要な受給資格期間(120月)の対象期間には算入されますか?



免除を受けた期間については、年金を受け取るために必要な受給資格期間(120月)の対象期間には算入されます。ただし、国民年金保険料を追納しない限り将来受け取る老齢基礎年金が少なくなることになります。



「新型コロナウイルス感染症の影響により所得が減少した」とありますが、この「新型コロナウイルス感染症の影響」とは、どのようなことをいいますか？

直接的な影響だけでなく、間接的な影響も含めてよいのでしょうか？



今回の臨時特例は、経済社会全般に重大な影響が及んでいることなどによつての措置であります。

勤務日数の減少、営業時間の短縮、休業要請による業務委託契約の解除などの直接的な影響に限られず、収入の減少の事実があれば、広く該当することになります。



免除が承認された保険料について、後日、収入が回復したら納めることは可能ですか？



免除が承認された期間の保険料は、10年以内であれば、後から追納することが可能です。

ただし、免除を受けた期間の翌年度から起算して3年度目以降は、当時の保険料に一定の金額が加算されます。



どのくらいの所得が減少すれば保険料免除を受けることができるのですか？



令和2年2月以降の所得等の状況から見て、その年の所得の見込みが、現行の国民年金保険料の免除に該当することが見込まれる場合に、臨時特例の対象となります。

具体的には、下記のとおり所得ならば以下の免除を受けられます。

①全額免除

(扶養親族等の数+1) × 35万円 + 32万円(※)

(※) 令和2年度以前は22万円

②4分の3免除

88万円(※) + 扶養親族等控除額 + 社会保険料控除額等

(※) 令和2年度以前は78万円

③半額免除

128万円(※) + 扶養親族等控除額 + 社会保険料控除額等

(※) 令和2年度以前は118万円

④4分の1免除

168万円(※) + 扶養親族等控除額 + 社会保険料控除額等

(※) 令和2年度以前は158万円

●例えば単身世帯の方の場合、

所得見込み(収入が減少した月の収入額を12倍した額から必要経費の見込み額を控除した額)が67万円(※)以下であれば全額免除となります。

- ・ 単身世帯ですから(扶養親族等の数は0人+1) × 35万円 + 32万円
= 1 × 35万円 + 32万円 = 67万円。
- ・ 収入が減少した月の収入が10万円。見込み必要経費が60万円。
月收入10万円 × 12 - 必要経費60万円 = 60万円。
- ・ 67万円以下なので保険料は全額免除になります。



現在、通常の国民保険料免除の承認を受けていますが、今回の特例免除は通常の免除よりも有利になることはあるのでしょうか？



現在受けている全額免除や一部免除などと同じ免除区分であれば、今回の特例手続であるかどうかにかかわらず、その免除効果は同じです。

しかし、現在受けている免除が「一部免除」である場合は、所得の見込額によっては今回の臨時特例の手続を行うことで、国民年金保険料の「全額免除」が受けられる可能性がありますから改めて所得の見込額を確認してください。



臨時特例の申請は、どのように手続きすればよいでしょうか。



臨時特例による免除等の申請手続きは、「免除・納付猶予申請書」に所定の「所得の申立書」を添付して、現在住んでいる市区町村の国民年金担当または年金事務所の窓口へ提出します。

令和3年度分の全額免除及び一部免除の臨時特例については、令和3年7月1日から申請手続きができます。